

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、川島町から川島町の区域内において行われる川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業について環境影響評価書等の提出があった。

なお、環境影響評価書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川島町まち整備課

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

坂戸市環境政策課

二 縦覧の期間

令和八年五月七日（木）から令和八年五月二十一日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）